

平成25年 壱岐市議会定例会 12月会議会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成25年12月19日 午前10時00分開議

日程第1	議案第91号	壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第2	議案第92号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第3	議案第93号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第4	議案第94号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第5	議案第95号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第6	議案第96号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第97号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第98号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第99号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第100号	壱岐市公共下水道条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第101号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第102号	壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第103号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第104号	財産の無償譲渡について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐風民の郷)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市宮印通寺共同店舗)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第110号	新市建設計画の一部変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第111号	初山A辺地（変更）、勝本辺地（変更）、石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第112号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第113号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第114号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第115号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第116号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第117号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第118号	平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第119号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	陳情第4号	石田町妻ヶ島大型観光リゾート化に関する陳情	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第31	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第32	要望第3号	ゲートボール場の整備等に関する要望	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第33	要望第4号	佐賀県玄海町、玄海原子力発電所（以下「原発」という。）の、現市道の県道昇格についての要望	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第34	発議第9号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第35	委員会の閉会中の継続調査の申し出の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君

2番 土谷 勇二君

3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局次長補佐	吉井 弘二君	事務局書記	若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。長崎新聞社より、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

御報告します。監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配

付しております。

また、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の各委員会から行政調査の報告書が提出されており、あわせてお手元に配付しておりますので御高覧をお願いします。

これより、議事日程表第5号により、本日の会議を開きます。

ここで、眞鍋総務部長及び堀江農林水産部長より、議案第113号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の質疑に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

初めに、眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。

それでは、12月17日の予算特別委員会の折に、呼子委員より、東日本大震災被災地支援に係る経費の全体費用は幾らかとの御質問をいただきました。後日報告をさせていただき旨お答えをいたしておりましたので、本日お時間をいただきまして報告をさせていただきます。

お手元に東日本大震災災害救助対策経費について資料をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

まず、ナンバー1、1枚目に、平成22年度分、それから23年度分、その次のナンバー2の次のページに、24年度分、25年度分を記載いたしております。東日本大震災は平成23年3月11日に発生をいたしまして、その被災地支援に係る経費を年度ごとに整備させていただいております。

平成22年度から24年度分までの実績でございますが、2枚目の中段をご覧いただきたいと思えます。支出額といたしまして1,645万6,649円、財源内訳といたしましては、災害救助費求償交付金被災自治体負担金等の特定財源が1,035万7,162円でございます。一般財源が609万9,487円となっております。

その下の段を見ていただきたいと思えます。平成25年度につきましては、決算見込みといたしまして、支出予定額が984万6,932円でございます。そのうち、特定財源が903万6,932円でございます。一般財源が81万円の見込みの予定となっております。

平成22年度から25年度までの総額といたしましては、支出額が2,630万3,581円、特定財源が1,939万4,094円、一般財源が690万9,487円の見込みとなっております。

派遣いたしました職員数といたしましては、職員で延べ23名、そしてボランティア団体で8団体、159名となっております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

○農林水産部長（堀江 敬治君） 皆様、おはようございます。

予算特別委員会で音嶋委員の質疑において、5款農林水産業費に関する資料の提出を求められましたので、お手元に配付しております、新生水産県ながさき総合支援事業、県単独事業の実績について説明をいたします。

平成16年の合併から現在まで、35件の事業を実施いたしております。補助率につきましては、県2分の1、市4分の1、事業主体4分の1となっております。今回計上しております平成25年度の欄の収益体質強化事業につきましては、県10分の6、市10分の1、事業主体10分の3、市の負担分につきましては、採択要件として義務負担となっております。

補助事業につきましては、今後とも各漁協、組合員とも連携を深めながら、アンテナを高くし、国県の政策的な補助事業を活用いたしまして、漁業生産額の向上及び漁村、漁民の活性化につながるよう鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

日程第1. 議案第91号～日程第33. 要望第4号

○議長（町田 正一君） 日程第1、議案第91号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定についてから、日程第33、要望第4号佐賀県玄海町、玄海原子力発電所（以下「原発」という。）の、原発災害事故に於いて避難道路を確保するために、現市道の県道昇格についての要望まで、33件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。豊坂敏文総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告を行います。

議案番号、件名、審査の結果で説明してまいります。

議案第91号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について、否決。議案第92号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、否決。議案第93号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、否決。議案第94号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、否決。議案第95号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、否決。議案第96号延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。議案第97号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、原案可決。議案第98号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について、原案可決。議案第102号壱岐市病院事業

の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第103号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。議案第104号財産の無償譲渡について、原案可決。議案第114号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第117号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第118号平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

委員会の意見、議案第91号から95号、壱岐市職員の再任用に関する条例等の改正については、地方公務員法及び地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、定年退職者の年金支給開始年齢変更に対する保護趣旨は理解されるものの、本市合併以来新規採用者が少ないことから将来的に行政業務に支障を来すおそれもある。あわせて現行の嘱託職員等との格差是正も懸念されることから否決とした。

2番目に、議案第97号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については、県下の動向上、敬老祝い金支給の減額はやむなきとするが、現敬老行事の参加者をふやすための方策を早期に打ち出すということをいたしております。

以上です。

それから、委員会の審査報告書、本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、そして措置について報告します。

陳情第5号、平成25年12月9日、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情。審査の結果、採択すべきものとします。委員会の意見としては、なし。措置として、意見書の提出をするようにしております。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。深見義輝産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第99号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、原案可決。議案第100号壱岐市公共下水道条例の一部改正について、原案可決。議案第101号壱岐市水道事業給水条例の一部改正について、原案可決。議案第105号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）、原案可決。議案第106号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）、原案可決。議案第107号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）、原案可決。議案第108号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市宮印通寺共同店舗）、原案可決。議案第109号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）、原案可決。議案第110号新市建設計画の一部変更について、原案可決。議案第111号初山A辺地（変更）、勝本辺地（変更）、石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第112号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、原案可決。議案第115号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第116号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

特に委員会の意見はございませんでしたが、議案第99号、100号、101号については、消費税の増税に伴う条例の改正です。ほかの部署においても、恐らく消費税の改正により一部条例の改正を伴うと思いますので、早急に調査し、早い段階で市民に周知することが望まれるという意見もありました。

次に、委員会審査報告書、本委員会に付託された陳情等は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、措置。

陳情第4号、平成25年12月9日、石田町妻ヶ島大型観光リゾート化に関する陳情。不採択すべきもの。委員会の意見、後で報告します。措置、なし。

要望第3号、平成25年12月9日、ゲートボール場の整備等に関する要望。採択すべきもの。市長へ送付。

要望第4号、平成25年12月9日、佐賀県玄海町、玄海原子力発電所（以下「原発」という。）の、原発災害事故に於いて避難道路を確保するため、現市道の県道昇格についての要望。採択すべきもの。県議会へ送付。

委員会の意見、陳情第4号、陳情の内容は理解するが、対象の土地は私有地であり、市が購入して公有化するには莫大な費用を伴うと推察されるが、今日の財政状況では非常に厳しいと考える。

現在の観光のあり方においても、リゾート化して、それに見合うだけの費用対効果も期待できないと推測されるので、不採択すべきものとする。

要望第3号、要望の施設及び周辺の維持管理については、年次的な計画に基づき、利用者の利便性と安全面を十分考慮して行うこと。

新設・増設及び大幅な改修に伴うものについては、要望者と協議するとともに財政面も充分精査の上行うこと。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山和幸予算特別委員長。
〔予算特別委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○予算特別委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第113号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）、審査の結果、原案可決。議案第119号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）、原案可決。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。
〔予算特別委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第91号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第91号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、議案第91号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定については否決されました。

次に、議案第92号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第92号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第92号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、議案第92号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については否決されました。

次に、議案第93号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第93号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、議案第93号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については否決されました。

次に、議案第94号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第94号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第94号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、議案第94号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については否決されました。

次に、議案第95号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第95号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、議案第95号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については否決されました。

次に、議案第96号延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第96号延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第97号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第98号壱岐市へき地診療所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第99号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第99号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号壱岐市公共下水道条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第100号壱岐市公共下水道条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号壱岐市水道事業給水条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第101号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第101号壱岐市水道事業給水条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第102号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第102号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号壱岐市火災予防条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第103号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第103号壱岐市火災予防条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号財産の無償譲渡について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第104号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第104号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号公の施設の指定管理者の指定（壱岐出会いの村）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第105号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第105号公の施設の指定管理者の指定（壱岐出会いの村）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市猿岩物産館）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第106号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第106号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市猿岩物産館）については、委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第107号公の施設の指定管理者の指定（壱岐風民の郷）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第107号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第107号公の施設の指定管理者の指定（壱岐風民の郷）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市営印通寺共同店舗）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第108号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委

員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第108号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市営印通寺共同店舗）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第109号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第109号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号新市建設計画の一部変更について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第110号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第110号新市建設計画の一部変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号初山A辺地（変更）、勝本辺地（変更）、石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第111号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第111号初山A辺地（変更）、勝本辺地（変更）、石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第112号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第112号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第113号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第113号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第114号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第114号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第115号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第115号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委

員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第115号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第116号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第116号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第117号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第117号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第118号平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第118号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第118号平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第119号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について、討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第119号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第119号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号石田町妻ヶ島大型観光リゾート化に関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。陳情第4号石田町妻ヶ島大型観光リゾート化に関する陳情について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、陳情第4号石田町妻ヶ島大型観光リゾート化に関する陳情は、不採択することに決定しました。

次に、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択とすべきものです。この陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、要望第3号ゲートボール場の整備等に関する要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長報告は採択とすべきものです。この要望は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、要望第3号ゲートボール場の整備等に関する要望は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、要望第4号佐賀県玄海町、玄海原子力発電所（以下「原発」という。）の、原発災害事故に於いて避難道路を確保するために、現市道の県道昇格についての要望について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長報告は採択とすべきものです。この要望は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、要望第4号佐賀県玄海町、玄海原子力発電所（以下「原発」という。）の、原発災害事故に於いて避難道路を確保するために、現市道の県道昇格についての要望は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第34. 発議第9号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第34、発議第9号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。8番、市山和幸議員。

[提出議員（市山 和幸君） 登壇]

○提出議員（8番 市山 和幸君） 発議第9号、苓崎市議会議長、町田正一様。提出者、苓崎市議会議員、市山和幸。賛成者、苓崎市議会議員、鶴瀬和博、市山繁。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）、義務教育費の国庫負担制度は、憲法の保障する「等しく教育を受ける権利」あるいは「教育を受けさせる義務」の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっている。

しかしながら、逼迫した国家財政等を背景として、義務教育費の国庫負担制度そのものの見直しが焦点になっており、現行の制度が担ってきた教育の全国水準の維持が、極めて厳しくなっている。

義務教育費国庫負担金全額を廃止して、その分が税源移譲されたとしても、本県のように税源の乏しい地方団体は財源不足に陥り、県財政を圧迫することが予想されます。教育行政の推進に多大な影響を及ぼすことは明らかです。地方の自由度を拡大するための改革であるならば、現在の義務教育費国庫負担制度を維持しながら、地方の裁量で何ができるかといった見直しをこそ進めるべきです。

よって、政府におかれましては、義務教育費国庫負担制度の基本理念に基づき、現行制度を引き続き堅持されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月19日、長崎県壱岐市議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、内閣官房長官。

以上であります。

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第9号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第35. 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

○議長（町田 正一君） 次に、日程第35、委員会の閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、白川市長から挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 閉会にあたりまして御挨拶を申し上げます。

12月3日から本日まで17日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議を賜り、また、さまざまな御意見や御助言を賜りまして、まことにありがとうございました。賜りました御意見等につきましては、十分尊重し市政運営にあたる所存でございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、ことしも残りわずかとなりましたが、ことしは壱岐市において、例年にも増して多くのイベントや行事が行われました。特に8月に開催されました全国離島交流中学生野球大会、通称離島甲子園大会では、壱岐市選抜チームが見事優勝を果たし、市民の皆様に多くの感動を与えてくれました。

また、しおかぜ総文祭では、壱岐商業高校及び壱岐高校がすばらしい成績を残してくれました。

さらに、来年開催される長崎がんばらんば国体のリハーサル大会が開催され、市民皆様の御協力のもと、無事終了いたしました。来年の本番に向けて弾みがついたものと思っております。

そして、来年、平成26年、壱岐市は記念すべき誕生10周年を迎えます。3月1日の合併記念式典を初め、NHKのど自慢公開生放送、そして長崎がんばらんば国体本大会の開催など、さまざまなイベント、行事の開催で壱岐を大いに盛り上げ、この記念すべき年を飛躍の年にしたいと考えております。

これからも壱岐市の未来のため、そして将来を担う子供のため、さらなる熱意を持って精いっぱい、議員各位、市民皆様方とともに進んでまいりますので、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから年末年始にかけ大変御多忙な時期でございますが、市民皆様並びに議員各位におかれましては健康に十分留意され、お健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 私からも閉会にあたり一言挨拶を申し上げます。

壱岐市議会第5代目の議長の就任にあたり、今まで以上に「行動する議会」「市民に信頼される議会」「情報を発信する議会」を皆様方をお願いをいたしました。皆様方の御理解で目標に一步でも近づく議会運営ができましたことに対し、心より感謝申し上げますとともに、今後とも御協力を賜りたいと思います。

本年も残りわずかとなり、これから寒さも厳しくなります。市民の皆様の中には、介護とか、病気とか、経済とか等でいろいろ、新年を迎えるにあたりいろいろお悩みの方も多いと思いますが、くれぐれも健康に留意され、御健勝にて明るい新年を迎えられますよう心よりお願い申し上げます。これで閉会の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、平成25年度壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日もって平成25年度壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって平成25年度壱岐市議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 田原 輝男

署名議員 豊坂 敏文